

徳島県個人情報保護審査会答申第133号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

平成30年2月23日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H○年度に○○○課に情報公開請求に関する審査請求の口頭意見陳述書を提出したのに、取り下げたとする書類。監察課」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年3月9日、実施機関は、本件請求に係る個人情報を保有していないため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年3月12日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行政不服審査法」という。）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和元年7月2日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

条例第20条第3項の規定により次のとおり拒否と決定したが、県は、本来あるべき書類を制限するのはおかしい。

県の^{おう}枉法行為を確認したため。

H○年度に○○○課の開示された書類に監察課からの連絡で取下げを確認したとあり、その書類がない行為は、隠蔽工作か改ざん行為と思われるため。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

1 本件処分の内容

本件請求にいう「情報公開請求に関する審査請求の口頭意見陳述書」とは、審査請求人が、別途、提起している公文書公開請求の決定処分に対する審査請求において、〇〇〇課（当時。以下同じ。）に提出した行政不服審査法第31条第1項の規定に基づく口頭意見陳述申立書（「本件意見陳述申立書」という。）を指しているものと解した上で、本件意見陳述申立書の余白部分に「〇／〇口頭意見陳述を取り下げ旨監察課より連絡あり」との記載（実施機関による追記）があることから、監察課（当時。以下同じ。）に対して本件請求を行ったものとする。

そして、監察課においては、本件請求に係る保有個人情報について、作成又は取得しておらず、保有していないため、条例第15条第2号に該当することから、条例第20条第3項の規定により開示請求を拒否したものである。

2 本件決定の理由

監察課は、情報公開の総合窓口として、公文書公開請求書等の受付、情報公開制度の案内や相談、関係する各課室所等への対応を依頼する事務などを行っており、当該申立書の取扱いに関しても、公文書公開請求の決定に対する審査請求に係るものであったことから、審査庁としての事務を所管する〇〇〇課から相談を受けていたのである。

そうした中、旧行政不服審査法の全部改正（平成28年4月1日施行）に伴い、本県における公文書公開請求の決定に係る不服申立ての事務処理手続きが変更され、審査請求人にとっては、審査庁が行政不服審査法の規定に基づき実施する口頭意見陳述と徳島県情報公開審査会が実施する口頭意見陳述との区別がつけづらい状況にあったため、平成〇年〇月〇日に、監察課情報公開個人情報担当職員が、審査請求人に電話で確認したところ、この件につき、審査請求人が求めているのは審査会での口頭意見陳述であり、これまでに審査庁に提出した口頭意見陳述申立書については取下げるとの返事であったため、〇〇〇課の担当者に口頭でその旨を伝えたものである。

そして、実施機関においては、必ずしも対応の記録を作成する義務はなく、本件においては、審査請求人から聞き取った内容を伝達したのみであることから、公文書の作成はしていない。

以上により、本件請求に係る保有個人情報について、作成又は取得しておらず、不存在である。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について不存在であると主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、審査請求人が、別途、提起している公文書公開請求の決定処分に対する審査請求において、本件意見陳述申立書の余白部分に実施機関が記載（書き込み）した「○／○口頭意見陳述を取り下げる旨監察課より連絡あり」との内容に関連する監察課が作成又は取得した保有個人情報のことであると解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について

ア 実施機関によると、監察課は、情報公開の総合窓口として、公文書公開請求書等の受付、情報公開制度の案内や相談、関係する各課室所等への対応を依頼する事務などを行っており、本件意見陳述申立書の取扱いに関しても公文書公開請求の決定に対する審査請求に係るものであったことから、審査庁としての事務を所管する〇〇〇課から相談を受けていたとのことである。

そして監察課は、平成〇年〇月〇日に、審査請求人に電話をかけて、本件意見陳述申立書について、審査庁が行政不服審査法の規定に基づき実施する口頭意見陳述又は徳島県情報公開審査会が実施する口頭意見陳述のどちらを念頭に置き作成して提出したものであるかを尋ねたところ、後者であって、本件意見陳述申立書の取り扱いについては、取下げの意思表示が示されたため、そのことを〇〇〇課の担当者に口頭で伝えただけであるとのことである。

イ アの実施機関の説明については、令和元年5月15日に審査請求人から提出された「反論書」に「H〇年度に〇〇〇課に情報公開請求と審査会での口頭意見陳述を求めた」との記述があることからすると、不自然なところはない。

ウ 実施機関における公文書の作成について、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）第5条は、「原則として、意思決定に当たっては文書を作成して行わなければならない。」と定めているが、監察課が審査請求人から電話で聞き取った内容を〇〇〇課の職員に伝達するに際して、意思決定は、伴わなかったものと考えられる。

エ 以上により、本件請求に係る個人情報を保有していないとする実施機関の説明に、特段、不合理な点はなく、本件請求に係る保有個人情報について不存在であるとして行った実施機関の決定は妥当である。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和元年7月 2日	諮問
令和4年3月11日	審議 (第140回審査会)
同 年5月13日	審議 (第141回審査会)
同 年6月10日	審議 (第142回審査会)

徳島県個人情報保護審査会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
篠 原 靖 典	徳島文理大学人間生活学部教授	
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者
田 中 里 佳	公認会計士, 税理士	
松 永 満佐子	四国大学名誉教授	会 長